

青色決算説明会を開催します

東金税務署による所得税の青色決算書の作成方法と消費税の説明会を開催します。

なお、消費税は、千葉県税理士会東金支部所属の税理士が説明します。

と き		と ころ
12月3日(火)	午前10時～正午	東金市中央公民館 2階講堂
12月4日(水)	午前10時～正午	山武市役所 3階大会議室

◆問い合わせ

東金税務署個人課税第1部門 ☎0475-52-3121(内線44)
※自動音声案内に従って「2」を選択してください。

【青色申告】

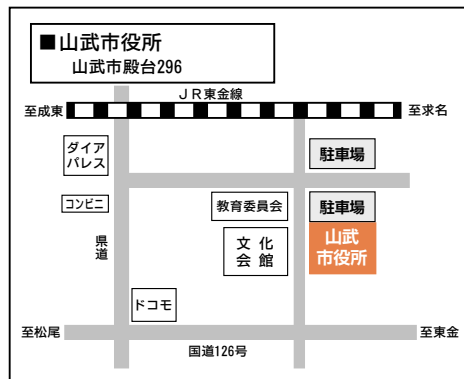
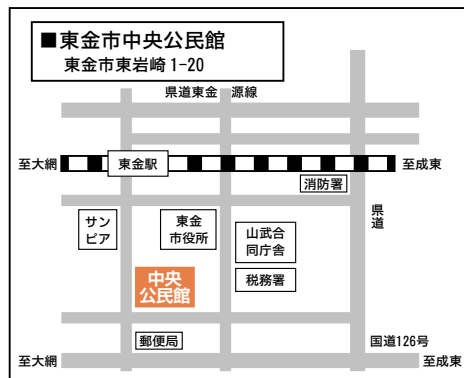
一定の水準で記帳を行い、その記帳に基づいて正しい申告をする方には、「青色申告」という税制上有利な取扱いが認められる制度です。

●青色申告の特典(主なもの)

- ①青色申告特別控除
- ②青色事業専従者給与の必要経費算入
- ③純損失の繰越しと繰戻し

●青色申告の手続き方法

青色申告をしようとする年の3月15日までに(新たに事業を始めた方は開業した日から2ヶ月以内)に、「青色申告承認申請書」を税務署にご提出ください。



自動車税の未納者に 給与等の滞納処分を強化

千葉県では、自動車税の未納がある方に、給与等(給与、預金、自動車)の差押えを12月から一層強化します。

自動車税が未納の場合は、至急ご納付ください。



◀自動車の差押え
(ミラーズロック装着写真)
納付するまで装着されます。
また、納付がない場合は、差押え車両を引揚げ後、ネット公売で売却します。

◆問い合わせ

東金県税事務所 ☎0475-54-0223
千葉県税務課 ☎043-223-2127

11/11(月)～17日(日)

「税を考える週間」

～地方税はみんなの元気の源です～

税を考える週間は、納税者のみなさんが税の仕組みや役割について考え、理解を一層深めていただくことを目的として設けられています。この機会にご家庭や職場などで税の仕組み、使い道や必要性について考えてみませんか。

国税庁では「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、国税庁の専用ページで紹介していますのでご覧ください。

ホームページ

<http://www.nta.go.jp>



◆問い合わせ

東金税務署総務課
☎0475-52-3121(内線23)

